

公の施設の指定管理者制度に関する基本指針

平成１６年１２月

（平成３０年５月改正）

八 尾 市

目 次

第1	はじめに	1
第2	基本的事項	2
1.	公の施設の管理について	2
2.	指定管理者制度の導入について	3
(1)	直営か指定管理者制度かの選択判断	3
(2)	指定管理者の業務範囲について	3
(3)	複合施設について	3
第3	指定管理者の募集に関する事項	5
1.	募集方法	5
(1)	公募の原則	5
(2)	非公募による場合の事由	5
2.	申請者の資格要件	6
(1)	全般的事項	6
(2)	欠格事由	6
(3)	代表者等の交代に伴う報告手続並びに法人格の変更への対応	8
3.	共同企業体の取り扱いについて	9
(1)	共同企業体について	9
(2)	共同企業体の取り扱い上の留意事項	10
4.	募集期間について	11
5.	指定期間について	11
6.	施設利用料について	12
7.	市と指定管理者のリスク分担について	12
8.	本市外郭団体のプロパー職員の雇用対応について	14
9.	指定管理者が交代したときの引継ぎ義務の明確化	14
第4	指定管理者の募集要項等に関する事項	15
1.	募集要項に記載する事項	15
(1)	募集要項への記載事項	15
(2)	その他留意事項	15
第5	指定管理者の選定に関する事項	16
1.	指定管理者選定委員会について	16
(1)	選定委員会	16
(2)	選定委員会の構成及び人数	16
(3)	応募団体と利害関係を有する者に対する留意	16
2.	選定の方法について	16
(1)	選定基準および評価得点の配分の考え方	16
(2)	評価基準の考え方	18

(3) 選定の方法	18
(4) 非公募による場合の選定について	19
(5) 1 団体しか応募がない場合の選定について	19
3. 選定過程等に係る情報の公開について	20
第6 指定管理者との協定に関する事項	23
1. 協定事項について	23
(1) 基本協定の締結	23
(2) 年度別協定の締結	24
2. 個人情報等の取扱いについて	24
3. 指定管理料の取扱いについて	24
第7 指定管理者の業務監視等に関する事項	26
1. モニタリングについて	26
(1) 定期的な確認	26
(2) 臨時的な確認	27
(3) 指定管理者の業績の適切な評価	27
第8 その他事項	28
1. 推進体制について	28
2. その他の留意事項について	28
(1) 指定の取消し等をしようとする場合の手続について	28
(2) 事業計画書等の内容変更及び重要事項の変更をする場合の手続きについて ...	28
(3) 指定期間の延長について	29
(4) 本基本指針（改正版）の適用時期について	29
第9 資料編	30
1. 募集要項の記載事項の例【参考資料1】	30
2. 共同企業体協定書の記載事項の例【参考資料2】	34
3. 基本協定書の記載事項の例【参考資料3】	38
4. 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	40
5. 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ...	46
6. 八尾市指定管理者選定委員会規則	52
7. 八尾市教育委員会指定管理者選定委員会規則	55

第1 はじめに

本市においては、平成 16 年に指定管理者の指定手続に関し基本的な事項を定めた「八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「指定管理者制度庁内連絡調整会議」を設置し、本制度の円滑な導入につき検討を行い、制度の運用に際して必要となる基本的な事項につき、本基本指針の策定を行った。

その後、条例の経過措置を適用して、これまでの受託団体を指定管理者として指定（平成 18 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 3 年間）していた施設について、条例本則に定める原則公募に向けた対応の検討を行い、平成 20 年度には、当該施設のうち、ほとんどの施設において、指定管理者の公募を実施したところである。

この間、基本指針については、適宜見直しを行いながら改正を重ねてきたところであるが、これまでの状況及び新たに生じた課題等をふまえ、本市における公の施設への指定管理者制度の適用にあたっての基本的な考え方について、あらためて基本指針を改正して示すものである。

各施設の所管課においては、この改正した基本指針に従って、指定管理者制度における透明性、公平性の向上に取り組むほか、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費節減を図るという、制度導入の趣旨が十分活かされるよう、より適切な制度運用に努めることとする。

なお、本基本指針については、社会経済情勢の変化等を勘案し、適宜見直しを行うこととする。

第2 基本的事項

1. 公の施設の管理について

多様化する住民ニーズに対応し、より効果的・効率的に対応するために、「公の施設」の管理に民間のノウハウを活用し、住民サービスの向上を図ることを目的に、平成15年9月に地方自治法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が施行された。

これにより、従前、地方公共団体の管理権限の下で、市が出資した法人、公共団体及び公共的団体に限定されていた「公の施設」の管理（管理委託制度）に替わって、民間事業者等にも「指定管理者」として公の施設の管理を代行させることが可能となった。

また、施設の使用許可権限も代行させることが可能となっており、利用料金制度を導入することも可能となっている。

【指定管理者制度、従来の管理委託、業務委託の相違について】

	指定管理者制度	管理委託（従来）	業務委託
受託主体	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上出資等）に限定	限定なし ※議員、首長については禁止規定あり（法第92条の2、第142条）
法的性格	「管理代行」指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任（包括的）する	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託
公の施設の管理権限	指定管理者が有する※「管理の基準」「業務の範囲」は条例で定める	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる	受託者はできない	受託者はできない
基本的な利用条件の設定	条例で定めることを要し、指定管理者はできない	受託者はできない	受託者はできない
不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	指定管理者はできない	受託者はできない	受託者はできない

参考資料：指定管理者制度ハンドブック（ぎょうせい）

2. 指定管理者制度の導入について

(1) 直営か指定管理者制度かの選択判断

本市の「公の施設」の管理に関する指定管理者制度の導入・移行については、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針における“八尾市版公共サービス（事務事業）分類の考え方”（平成21年3月作成、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化について1-3ページ～1-6ページ参照）を踏まえつつ、次ページに示す「公の施設への指定管理者制度導入に際しての判断フロー」に基づき行うものとする。

(2) 指定管理者の業務範囲について

指定管理者に行わせる業務の範囲については、当該指定管理の対象となる公の施設の設置条例（以下、この項において「設置条例」という。）の施設目的及び業務を参考に、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設置条例の中で規定する。その際、公の施設として行うべき業務を明確にし、指定管理者が行う業務の範囲を確定することとする。

設置条例において、施設が行う事業を規定している場合、当該事業が指定管理者の業務とすることには馴染まない性質のものであり、施設の日常的な管理運営と事業とを切り離すことが効果的かつ効率的であると判断できる場合には、指定管理者の業務の範囲に含めずに、当該事業を市が行う個別の業務として取り扱うことができるものとする。

なお、指定管理者に行わせる業務の具体的な内容は、設置条例の規定を基に、募集要項に掲載し、あらかじめ明確にするとともに、指定管理者と締結する協定書において詳細に規定すること。

(3) 複合施設について

複合施設（一つの建物の中に複数の施設や機能が集まっているもの）については、一体的な管理運営が必要又は効率的である場合は、指定管理者に併せて管理を行わせることができる。

公の施設への指定管理者制度導入に際しての判断フロー



第3 指定管理者の募集に関する事項

1. 募集方法

(1) 公募の原則

指定管理者を指定しようとする場合、原則として公募制を採用する（条例第2条）。

(2) 非公募による場合の事由

ただし、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき、その他公募を行わないことに合理的な理由があるときは、公募によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を候補者として選定することができるものとする（条例第5条）。
公募によらない具体的な場合は、以下のとおりである。

- ① 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- ② コミュニティ施設などにおいて、地域の特定団体が運営することにより、地域の人材活用等、地域との連携が図られ、自治の高揚等、地域分権の推進が期待できるとき。
- ③ PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をするものを指定するとき。
- ④ 法令並びに通知その他国の指導等により、施設の指定管理者となる団体が特定されるとき。
- ⑤ 福祉施設において、施設の設置目的に照らし、利用者との長期にわたる安定的な関係や人的信頼関係が担保されることが必要であり、施設の運営主体の変更が、入所者や通所者に与える影響が大きいと想定されるとき。

また、公募するも応募がない場合、応募はあったが適当なものがなかった場合、若しくは、指定の取消しや停止を行った場合は、必要に応じて、直営による管理を行うこととする（条例第6条）。

なお、その場合においても、制度の趣旨に鑑み、可能な限り速やかに新たな指定管理者の選定に着手し、再度議会の議決を経ることとする。

2. 申請者の資格要件

(1) 全般的事項

指定管理者となりうる団体について、地方自治法上の制限はなく、原則として指定管理者の資格については限定すべきではないものの、関係法令や個々の施設の特性により、安全に円滑なサービスを提供するために、資格の限定が必要となる場合がある。

指定管理者の指定は、「請負」や「買入れ」等の契約行為には該当しないものの公の施設につき管理代行を行わせるという観点から、社会福祉法人や医療法人といった団体の資格限定以外に、管理代行を行う業務につき、安定的な運営の実績やノウハウを持っている団体であること（例：公募時点において、概ね2年以上運営しているなど）や、許認可、登録又は免許等の必要な業種の場合は、当該許認可、登録又は免許等を受けていることなど、本市が契約等において一般的に使用している資格条件を参考とするものとする。

また、公の施設の市民の利用に際し、市民がより安全かつ安心して利用できるよう、暴力団である団体その他の指定管理者としてふさわしくない団体として、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年八尾市規則第44号。以下「規則」という。）で定める事由（規則第3条の2）に該当する団体は、申請をすることができないものとする。

なお、指定管理者の候補者又は指定管理者が以下の欠格事由に該当したときは、その資格を失い又は指定を取り消すものとする（条例第4条第2項、第11条第2項）。

(2) 欠格事由

規則で定める事由に掲げる内容は、概ね以下のとおりである。

◎団体要件（共同企業体の場合は、各構成団体）

- ・暴力団である団体
- ・暴力団員（過去5年間を含む。）がその事業活動を支配する団体
- ・暴力団等に利益となる活動を行う団体
- ・暴力団等に、暴力的不法行為等（職務強要、殺人、傷害、暴行、脅迫強要、威力業務妨害、強盗、恐喝その他暴力団対策法に規定する暴力的不法行為をいう。以下同じ。）を行わせた団体
- ・暴力団員等を業務従事・使用する団体
- ・八尾市職員倫理条例に基づく不当行為者への警告を受けた日から2年を経過しない団体

- ・ 代表者や役員等が成年被後見人等・破産者で復権を得ない者である団体
 - ・ 団体及び代表者や役員等が法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税を滞納している団体
 - ・ 市長、副市長、市議会議員、行政委員会の委員並びにその親族が代表者や役員等である団体
- ※親族は配偶者及び父母、子に限る。
- ※市長、副市長及び行政委員会の委員等にあつては、市出資法人を除く。
- ・ 本市において指定管理者の指定を取り消されてから5年を経過しない団体

◎団体の役員等の要件（共同企業体の場合は、各構成団体）

- ・ 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
- （指定管理者になろうとする団体の代表者等が、他の団体の代表者等を兼ねる場合で、他の団体の別の役員等に次のいずれかに該当するものがある場合を含む。次ページの「連座制」説明図参照）

ア 暴力団員等

イ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

ウ 暴力的不法行為等に関して、禁固以上の刑に処せられた者（過去5年間を含む。）

エ 暴力的不法行為等に関して、逮捕、勾留された日から5年を経過しない者

（施設管理上で重大な支障を生ずると認めるときのみ）

オ 八尾市職員倫理条例に基づく不当行為者への警告を受けた日から2年を経過しない者

※「代表者等」について

法人である場合

代表者、非常勤を含む役員及びその事業活動を支配している者

法人格を有しない団体である場合

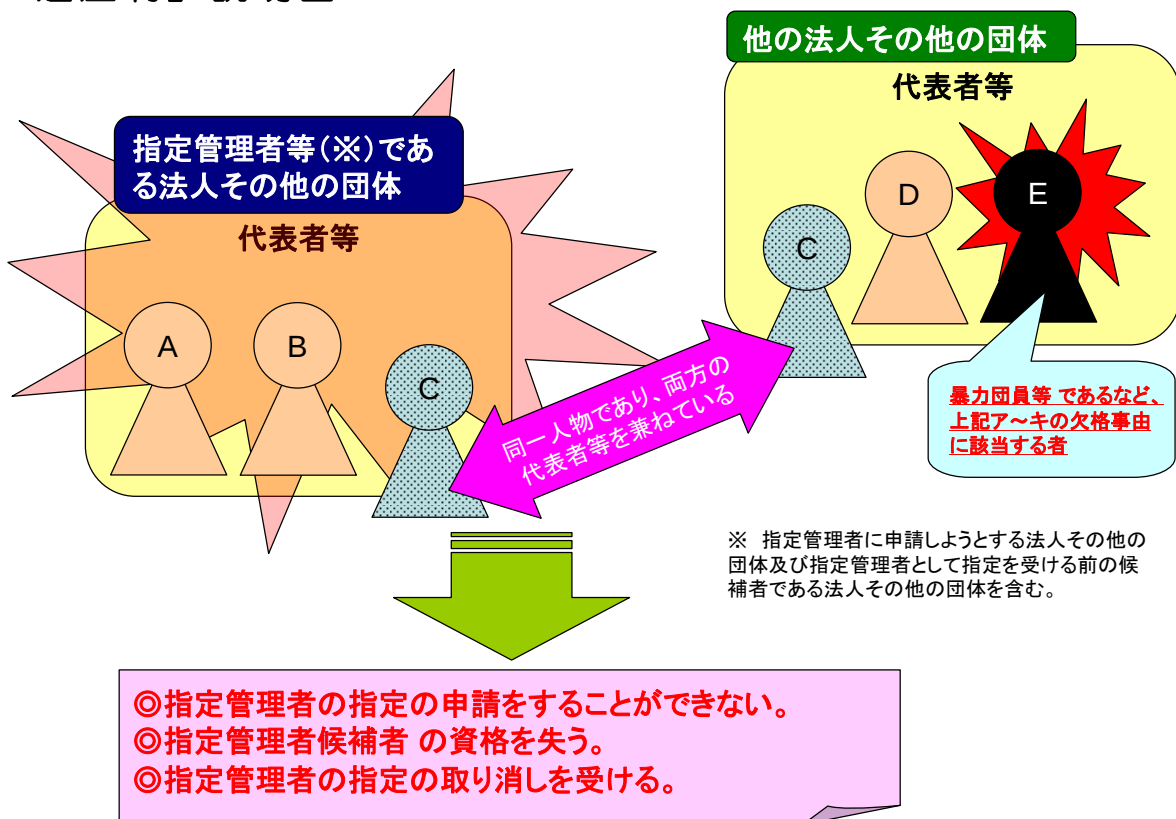
代表者及びその事業活動を支配している者

これらについては、身元証明書（法人にあっては、代表取締役。法人以外の団体にあっては、その代表者。）や納税証明書（市税滞納有無調査承諾書等の提出）によりチェックする。

また、暴力団関係者でないこと等の条件にかかるチェックについては、団体からの宣誓書の提出や関係機関等への照会を通じて確認を行うこと等によることとするので、募集要項に関係機関への照会を行う旨と、宣誓書にも、記載内容を関係機関等への照会に使用することについて、本人の承諾欄を設けること。

親族のチェックは、指定管理者の申請において、法人登記簿及び戸籍謄本等の提出をもとめて行うものとする。

「連座制」説明図



(3) 代表者等の交代に伴う報告手続並びに法人格の変更への対応

指定管理者である法人その他の団体（共同企業体の場合は、各構成団体）における代表者等に交代があった場合は、市へ報告を行わせるものとし、当該交代について議会へ報告する他、適切な対応を取るものとする。

なお、法人格がある指定管理者において、法人格の変更が生じる場合は、再度、法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決が必要となるが、法人格の変更により、施設の管理業務（事業計画）

の実施に支障が生じないか、適切に事業が引き継がれるかといった観点からの審査が必要である。

また、公益法人制度改革による新法人への移行についても、適切に対応することとする。

3. 共同企業体の取り扱いについて

(1) 共同企業体について

「共同企業体」とは、複数の団体（以下「構成団体」という。）が共同して特定の事業を営むことを目的として結成された事業組織をいう。

公の施設の管理運営について、民間企業等のノウハウやコスト管理を反映させ、指定管理者制度の目的を達成するためには、単一の団体だけではなく、それぞれの特性を活かすことができる構成団体が、共同して管理運営に携わり、構成団体が得意とする分野で、その効果を最大限に発揮することで、より利用者の満足度を高めることが可能となることから、共同企業体を指定管理者として選定できるものとする。

共同企業体は、一般的には民法第667条に基づく「組合」であるとされており（平成10年4月14日最高裁判決）、その性格として、共同企業体は法人格を持たず、その権利義務は、原則として全構成団体に帰属しており、対外的な法律行為についても原則的には全構成団体の名で行うこととなる。

しかしながら、常に、対外的な法律行為を全構成団体が行うことは、共同企業体の円滑な運用を阻害するおそれがあるため、共同企業体の代表者及び構成団体の業務分担（各構成団体の受け持つ業務内容）の明確化等が必要となる。

また、共同企業体の構成については、構成団体の脱退や除名等の変更が生じる可能性がある。

法人格がある団体において法人格の変更が生じるなど、団体の性格や実態に大きな変化が生じる場合は、再度、法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決が必要となるが、共同企業体については、前述のように法人格を持たないため、実態に即した判断が必要になると考えられる。

以上を踏まえ、指定管理者の申請ができることとする場合においては、以下の点に留意することとする。

（２）共同企業体の取り扱い上の留意事項

① 代表者の設置と構成団体の業務分担の明確化

共同企業体が円滑に運用されるために、代表者を設け、共同企業体を代表して対外的な折衝にあたるほか、施設の管理運営に係る主導的な役割を担う等、重要な権限と義務を担保させることとする。

また、構成団体に施設の管理を行わせる上でのそれぞれの役割や業務分担等の明確化を行わせることとする。

② 構成団体の変更に伴う対応

共同企業体の構成団体の脱退や除名といった変更については、実態に即した判断が必要となるが、以下の条件が担保でき、当該共同企業体の性格や実態に大きな変化が生じないような場合は、市の承認のもとに変更することができるものとし、これらの変更については、議会へ報告する他、適切な対応をとるものとする。

ア 変更後の業務の履行に関して、残る構成団体が共同連帯して責任を負う旨が、「共同企業体協定書」において明確になっている。

イ 業務分担の変更によっても、引き続き当該共同企業体の安定した運営が見込まれる。

ウ 業務分担の変更によっても、施設の利用者に影響を与えない。

なお、代表者である団体が脱退した場合や除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合については、当該共同企業体の性格や実態に大きな変化が生じることから、法人格がある団体における法人格の変更の例と同様に、当該共同企業体について再度議会の議決を求めるものとする。

また、共同企業体の構成団体が２団体の場合で、構成団体の一方の団体が脱退した場合や除名された場合は、共同企業体としての実態が無くなることから、同様に、当該共同企業体について再度議会の議決を求めるものとする。

③ 共同企業体協定書の作成について

上記①②に記載する内容を担保するため、あらかじめ構成団体間で協定書を締結させることとし、指定管理者の指定の申請時に市へ提出を求めることとする。【参考資料２】

④ 構成団体の要件について

共同企業体については、全構成団体が、前記2の申請者としての資格要件を満たしていない場合は申請できないものとする。

⑤ 申請において必要な書類の提出について

申請において必要な書類の提出については、以下のとおり取り扱う。

- ・ 指定管理者指定申請書、指定期間に属する各年度における当該公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書、事業提案概要書、共同企業体協定書 ⇒ 代表者となる団体が提出
- ・ それ以外に必要な書類 ⇒ 構成団体ごとに提出

4. 募集期間について

公募による指定管理者の募集期間については、周知後、原則として2ヵ月間とする。また、公募にあたっては、事前、事中において説明会を行う等、応募促進に向けた取組みにも努めることとする。

なお、募集期間中には、事業者を対象とした説明会等を必ず開催するほか、応募者間で不平等が生じない範囲内で、現地や施設の見学希望について配慮するなど、応募者にとって、応募の判断材料として十分なものとなるよう努めること。

5. 指定期間について

管理を行わせようとする期間としては、地方自治法上に制限はなく数年から数十年にわたり可能であるが、サービスの継続性や人材の確保、長期固定化の弊害の排除、計画的な管理運営等の観点から概ね5年間（新たに指定管理者制度を導入する施設は、導入効果の検証が必要なため、概ね3年間。事業の環境変化のリスクが高い施設についても、同様に概ね3年間とする。）を標準的な指定期間と定めるものとする。

なお、高度の専門性や長期にわたる運営ノウハウの蓄積が必要とされる業務が主たる業務である施設、長期継続的に管理運営を行うことによる市の経済的効果が大きい施設、指定管理者の短期的な変更が利用者の便益等に著しい支障を及ぼす施設など、特別の事情がある施設で、前記の標準的な指定期間を超える期間を設定する場合には、その必要性や合理性等を明確にするものとし、特段の理由なく長期間の指定は行わないこととする。

また、次期指定管理者の募集時期において、本基本方針P.29「(3) 指定期間の延長について」に記載の事例に該当する場合には、所定

の手続きを経たうえで、指定期間の延長ができるものとする。

6. 施設利用料について

指定管理者による自主的な経営努力の発揮や使用料徴収など会計事務の効率化の観点から公の施設の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度の活用を進め、その場合の利用料金は、原則として、市条例で定める範囲内で指定管理者が長の承認を受けて料金を定める承認料金制を採用することとする。

また、利用料金制度の導入により予定を超えて生じる収入については、原則、指定管理者の経営努力の成果として指定管理者の収入とするものであるが、指定管理者が行う業務内容や経理状況等を客観的にみて、利用料金制に基づく収入が過大となる場合やその他施設の特性上必要な場合は、あらかじめ協定により、市と指定管理者との協議のもと一部または全部につき、市へ納付させるよう定めることとし、あわせて徴収委託制をとることも検討することとする。

なお、利用料金の減免については、市が定める「受益と負担の公正性の確保」に基づき検討することとし、減免制度を採用する施設にあっては、指定管理料の積算における取り扱い方法について、募集要項等において記載を行うこと。

7. 市と指定管理者のリスク分担について

市と指定管理者のリスク分担の考え方及び危機管理（危機事象発生時の対応の取り決め及び役割分担等）については、以下の例を参考に、できるだけ詳細に募集要項等に記載すること。

【想定されるリスク分担の例】

リスクの種類	内 容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	協 議 事 項	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	協 議 事 項	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更		
物価及び金利変動	物価変動による経費の増	協 議 事 項	
	金利変動による経費の増		
要求水準の未達、事業の中止及び債務不履行	市の方針変更、議会の不承認、手続き遅延等その他市の指示等によるもの	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		●

不可抗力	天災・暴動等による履行不能（業務の変更、中止、延期など） ※不可抗力とは暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，争乱，暴動，その他市や指定管理者の責めに帰すことが出来ない自然的または人的な現象を指す。	協議事項とし、負担割合を協定の中で明示するものとする。	
計画変更	事業内容等の変更	●	
運営費の変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		●
減免による利用料金収入の減少	減免対象者が拡大された場合	●	
	上記以外の場合		●
周辺地域・住民、利用者への対応	施設運営（指定管理業務内容及び指定管理者の自主事業を除く）に対する住民反対運動、訴訟	●	
	地域・住民との協働並びに、指定管理業務内容、自主事業に対する地域・住民・利用者等からの要望、苦情への対応		●
書類の誤り	管理業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	●	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		●
施設、設備、備品等の損傷、修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		●
	経年劣化によるもの	大規模なものについては、市のリスク負担とし、それ以外は指定管理者	
施設の瑕疵責任	施設の瑕疵により指定管理者に生じた損害等	●	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		●
	上記以外の場合	●	
広報活動	市広報媒体への掲載		市へ依頼
	その他の広報活動		●
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		●
事業終了時の原状復帰、撤収、引継ぎ	指定期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状復帰及び指定管理者の撤収及び引継ぎに要する費用		●
ごみの収集等廃棄物処理への対応	ごみの収集等施設の廃棄物処理に要する費用		●

8. 本市外郭団体のプロパー職員の雇用対応について

指定管理者である本市の外郭団体が、指定管理者の選定から漏れたことによって、当該団体のプロパー職員に雇用問題が生じた場合に関しては、外郭団体に対する市の出資者や設置者としての責任を果たすためにも、当該団体職員の雇用確保に対して市として努力が求められている。

このことから、指定管理者の募集時に、当該団体の職員の人的活用について、応募団体に配慮を求めることとし、その方針や考え方等についての提案を求める旨、募集要項や事業提案書に記載することとする。

【記載例】職員採用や確保の方策などの管理体制に係る項目

○施設管理職員の活用について

現在、本施設指定管理者である財団法人●●●(※1)の職員で、本施設に勤務する職員の人的活用について、配慮のうえ、その方針や考え方等についての提案をしてください。

※1には、本市が出資する法人（財団法人・社会福祉法人）の個別名称を記入のこと

9. 指定管理者が交代したときの引継ぎ義務の明確化

指定管理者が、指定期間の満了等で交代する場合は、利用者や住民に不利益が生じることがないように、施設の管理が引き続き円滑に実施されるよう、市の指示に従い、新たな指定管理者となる団体と業務の引継ぎ（施設の管理業務に係る文書の引継ぎを含む）を誠実に行う義務を負うことを募集要項に記載するとともに、基本協定書においても明確にすること。

この義務は、指定の取り消しによって、一時的に市が直営で当該公の施設を管理する場合も同様とする。

第4 指定管理者の募集要項等に関する事項

1. 募集要項に記載する事項

(1) 募集要項への記載事項

指定管理者の募集は、募集要項を作成して公表することとする。

なお、募集要項への記載事項は【参考資料1】を参考に、施設の設置目的、態様、性格等を勘案して設定すること。

(2) その他留意事項

指定管理者の募集時に留意すべき事項については以下のとおりとする。

① 応募の判断に十分な情報やデータの提供について

公募によって、広く提案を受け、指定管理者制度の本来の目的を達成するためにも、事業の実施条件や仕様書を明確にし、特に新規に応募する団体に対して、光熱水費の内訳を含む管理経費の内容を含めて十分な情報やデータが与えられるように、募集要項等の作成において特に留意すること。

② 応募団体名、提案内容及び審査点数等の公表について

応募団体からの申請書及び提案内容等の関係書類については、公文書となり、指定後、情報公開請求の対象となり得る旨や、選定後、応募のあった団体名を公表すること、また審査結果については、選定されなかった団体名を除いた形で点数及び総評について公表する旨を、募集要項等に記載すること。

なお、関係書類のうち、公開する書類として、別途、応募事業者に公開用の事業提案概要書の提出を求めることとする。

③ 候補者の資格を失う場合についての明示

選定後、候補者が指定管理者としての指定を受けるまでの間に規則に定める事由に該当した場合は候補者としての資格を失うものとする旨を募集要項等に記載すること。

第5 指定管理者の選定に関する事項

1. 指定管理者選定委員会について

(1) 選定委員会

指定管理者候補の選定にあたっては、施設類型ごとに、規則により、指定管理者選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の構成及び人数

選定委員会を設置するにあたっては、委員の数は7名以内とする。

また、指定管理者に公の施設の管理代行を行わせるということに鑑み、選定の透明性、公平性を高める観点から、選定委員会の構成において、市職員が占める割合を半数以下とし、施設を所管する所属長については、委員としないこととする。

(3) 応募団体と利害関係を有する者に対する留意

委員は、自らが所属している又は直接の利害関係を有する団体が応募する指定管理者の選定に関与することができない。

2. 選定の方法について

(1) 選定基準および評価得点の配分の考え方

条例に定める選定基準を基本に各施設の性質又は目的に応じてその内容を設定するとともに、基準毎に評価得点の配分を行い、合計得点を設定するものとする。

なお、施設の適正な管理運営と一定レベルを担保するため、合計得点に対する最低基準点を定める場合は、合計得点の60%に設定することとする。また、条例第4条第1項各号に定める選定基準（次に示す例示の①～⑤のレベル）毎の各評価項目の評価得点の合計が無得点（0点）となった場合は、他の選定基準における評価得点の状況を問わず、候補者として選定しないことを募集要項等に事前に明記することとする。

また、個々の評価項目のうち、各施設の性質や目的に照らして管理運営上重要と考えられる項目については、別途評価得点にウエイト付けを行うことができるものとし、各評価項目は、以下に示す視点を参考に作成することとする。

【条例に定める選定基準とその視点の例示】

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること（条例第4条第1項第1号）。
 - ・施設の設置目的を達成できるか。
 - ・市の施設運営の方針と合致しているか。
 - ・社会的弱者への配慮は適正か。
 - ・市民の声が反映されるしくみがあるか。
 - ・事業の内容に偏りがないか。
 - ・サービス向上の取り組み内容は適切か。
 - ・自主事業への取り組み提案は適正か。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること（条例第4条第1項第2号）。
 - ・市内企業（団体等）の育成に資するか。
 - ・利用拡大のための活動（広報啓発等）は適正か。
 - ・地域、関係機関等との連携は図られているか。
 - ・市民参加・市民協働への取り組みは図られているか。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること（条例第4条第1項第3号）。
 - ・効率的、効果的な施設管理（維持管理）が行われるか。
 - ・緊急時の対応等、安全管理は適正か。
 - ・市が積算する管理運営経費内での運営が可能か。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（条例第4条第1項第4号）。
 - ・収支計画に沿った事業実施は可能か。
 - ・職員体制及び労働条件及び福祉は十分か。
 - ・職員採用、確保の方策は適切か。
 - ・職員の研修体制は適切か。
 - ・財務状況は健全か。
 - ・金融機関等の支援体制は十分か。
 - ・類似施設の良い経営実績はあるか。
- ⑤ その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準（条例第4条第1項第5号）
 - ・環境への取り組みは十分か。
 - ・障害者等就職困難者層の雇用創出に対する取り組みは図られているか。
 - ・個人情報保護及び秘密の保持に関する措置は適正か。

- ・ 団体の経営モラルは適正か。
- ・ 指定管理者によるセルフモニタリングの手法は適切か。
- ・ その他

（２）評価基準の考え方

評価基準の段階については、以下の例を参考に、各評価項目の配点に応じた適切な評価が実施できるように設定するものとする。

なお、記載がないもの等については無得点（０点）とする。

【３段階の場合の評価基準例】※不可を含めると４段階

評価基準		評価点
優	全体的に優れた内容となっている。また特に高く評価すべき提案となっている。	３
良	一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。	２
可	特に評価すべき配慮や工夫は見られない。	１
不可	記載なし、又は、適正な管理運営に支障をきたすおそれのある提案となっている。	０

【５段階の場合の評価基準例】※不可を含めると６段階

評価基準		評価点
優れた内容	全体的に優れた内容となっている。また特に高く評価すべき提案となっている。	５
やや優れた内容	一定の配慮や工夫がなされており評価できる。また、優れた提案がなされている部分もある。	４
標準的な内容	一定の配慮や工夫がなされており評価できるが、特に優れた提案はなされていない。	３
やや劣った内容	評価すべき配慮や工夫がなされている部分はあまりなく、全体的にはやや劣った提案である。	２
劣った内容	特に評価すべき配慮や工夫は見られない。	１
不可	記載なし、又は、適正な管理運営に支障をきたすおそれのある提案となっている。	０

重要事項のウエイト付は、上記の評価点に一定の係数を乗じる。

（３）選定の方法

応募団体から提出された申請書をもとに、施設類型ごとに設置された選定委員会が評価し、選定基準に照らして総合的に審査して施設の管理を代行させるにあたり最も適当であると認める団体を、指定管理者の候補者として選定する（条例第４条）。

選定に際しては、施設類型ごとに設置された選定委員会の意見を

聴取して行うこととするが、指定管理者として指定した団体が倒産等により管理を継続できない状況が発生し、緊急に新たな指定管理者の選定を行わなければならない場合は、意見聴取を行わないことができるものとする（条例第15条）。

また、選定の際に、応募団体から直接説明（面談・プレゼンテーション等）を受ける場合は、指定管理業務等にかかる過去の事業実績や保有するノウハウ等の説明・確認を可能とするため、応募団体の名称等を伏せずに選定を行うことを原則とする。なお、選定委員会委員と応募団体との利害関係の有無を予め確認する等、選定の透明性・公正性の確保に努めなければならない。

（４）非公募による場合の選定について

公募によらず選定する場合においても、前記（１）の選定基準の考え方で示した選定基準に照らして、指定管理者としての適格性を選定委員会が総合的に評価し、選定基準で示す最低基準点を超え、施設管理を代行させることが適正であると認められる場合に限り、候補者として選定することとする（条例第5条第2項）。

また、当該選定において、「事業効果が相当程度期待できる」、「公募を行わないことに合理的な理由がある」ことにつき、適切であるかどうかについても評価を行い、特に選定委員会には当該事項につき、意見聴取を行い、透明性、公平性を確保すること。

（５）１団体しか応募がない場合の選定について

指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、地方自治法第234条の契約に関する規定の適用外となるが、公の施設の管理を代行させるという観点から、その適正かつ効率的な管理を可能とするものでなければならない。

従って、応募が１団体の場合であっても無条件に指定管理者の候補者とはせず、選定基準に照らして、指定管理者としての適格性を選定委員会が総合的に評価し、選定基準で示す最低基準点を超え、施設管理を代行させることが適正であると認められる場合に限り候補者として選定することとする。

3. 選定過程等に係る情報の公開について

現在、会議の公開については、外部の委員を含む審議会等は原則公開であり、行政関係職員のみで構成されているものは対象外とされている。

指定管理者の選定にかかる過程を、指定管理者の決定前に公開の対象とすることは、適切な意見や考え方に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非公開の取扱いとする。

しかしながら、選定が終了した後の当該選定過程にかかる記録等については、原則公開とする。

また、選定委員会名簿の取り扱いについては、当該選定委員会の所管にかかる指定管理者候補者の選定が全て終了した場合については、任期中であっても、指定管理者の指定議案を提出する時点において、当該選定委員会名簿について原則公開とすることから、あらかじめ、その旨を説明し、各委員の了解を得ることとする。

【指定管理者選定にかかる関係書類の公開の考え方】

＜留意点＞

- ・応募事業者から市に提出された関係書類はすべて市の公文書となり、公開の是非の対象となる。
- ・関係書類については法人情報も含まれるが、募集要項であらかじめ「公文書となり、公開対象になり得る」旨の告知を行うこととする。
- ・下記の表において、公開対象とする書類については、情報公開室に配架することとする。
- ・応募事業者に公開を前提とした事業提案の概要書の提出を求めることとする。（なお、詳細な事業計画書、収支計算書等のうち、八尾市情報公開条例第6条第2号に規定する「法人等に関する情報」に該当するものは、非公開とする。）

＜公開の考え方＞

文 書 名		選 定 団 体 決 定 前	選 定 団 体 決 定 後 (議 案 提 出 後)		備 考
			選 定 団 体	落 選 団 体	
応募書類	応募団体名 (*1)	△	○		(*1) 応募団体名については、応募に際して事前の資格審査登録等を課す場合を除き、応募の時点で原則公開可能とする。 (*2) 公開用の概要書を応募者に別途提出させる。(応募者名、事業計画の概要、事業計画額などを明記) 。 (*3) 事業計画書、収支計算書等のうち、八尾市情報公開条例第6条第2号に規定する「法人等に関する情報」に該当するものは、非公開とする。
	事業提案概要書 (*2)	×	○		
	事業計画書 収支計算書 (*3)	×	△		
	その他の提出書類	×	×		
採点票 (評価項目の配点を含む)		×	○		・ 選定過程や採点結果についても公表をするということを募集要項に明記する。 ・ 団体名は、指定管理者候補者を除き A、B、C 等で表示し、採点表における団体の表示と事業提案概要書の番号附番等については連関しないものとする。 ・ 点数は、選定委員の総得点で表示する。
募集要項		○	○		
選定委員会名簿		×	△		・ 任期中であっても、当該選定委員会の所管にかかる指定管理者候補者の選定が全て終了した時点で公開とする。
選定過程の内容 (選定委員会の構成を含む)		×	○		・ 公表資料は、ポイントを押さえた分かりやすいものを作成するものとし、選定委員会において適正な選定が行われたことや客観的な評価が分かるよう簡潔なものとする。 ・ 選定委員会の構成 (肩書等) は、公表資料に含むこととする。
選定委員会の意見の内容		×	○		
協定書			○	—	・ 指定開始後に公開とする。
事業報告・収支報告			○	—	・ 報告書提出後 (9 月議会報告後)
＜その他留意事項＞ ・ 申請書に記載されている個人情報 (職歴、住所、電話番号等。ただし、法人の代表者等に関するものは除く。) は非公開とする。 ・ 申請書に添付された団体への公認会計士や銀行等の評価が記載された書類、選定過程の評価等で法人等の社会的評価等が損なわれると認められる情報は非公開とする。 ・ 団体等の技術、営業、販売等のノウハウで公開することにより不利益を生じるものは非公開とする。 ・ 選定過程における記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見交換や情報交換が妨げられることが明らかな情報は非公開にする。					

＜選定団体の一般公表の考え方＞

議会での議案審議、議決を経た後、公の施設管理を行わせることになった選定団体について、選定結果も含め、市のホームページで公表するものとする。

（公表項目）

1. 対象施設名称 2. 指定期間 3. 指定管理者（名称・代表者・所在地）
4. 選定結果（応募団体数及び選定団体の獲得した評点） 5. 選定経過

※ホームページ公表のひな型

八尾市立●●●●●指定管理者の決定について

1. 対象施設 八尾市立●●●●●

（八尾市△△町○ー○ー○）

2. 指定期間 平成●●年4月1日～平成●●年3月31日

3. 指定管理者 名 称：△△△△

代表者： 代表者肩書き ×× ××

所在地：大阪府●●市○○町◇ー◇ー◇

4. 選定結果 本施設の指定管理者に係る事業提案募集に対して、●団体から事業の提案がありました。応募者から提出された書類等を慎重に審査した結果、上記団体が総合点数○○○点（●●●●●点満点）の最も優秀な評点を獲得しました。同団体は、当該施設の指定管理者の候補として、平成○○年●月の八尾市議会定例会にて議案審議を経た後、議決を得て、この度、正式決定したものです。

5. 選定経過

公募の周知方法 市政だより●月号及び八尾市ホームページ

募集要項の配布 平成○○年○月○日～○月○日

現地説明会 平成○○年○月○日

提案受付期間 平成○○年○月○日～○月○日

候補者の選定 平成○○年○月○日

市議会での議決 平成○○年○月○日

第6 指定管理者との協定に関する事項

1. 協定事項について

(1) 基本協定の締結

指定管理者が公の施設の管理代行を行うにあたっては、議会の議決後に、事業計画、業務の範囲など、指定期間全体に共通する、管理のために必要な事項について、管理運営の開始までの間に、基本協定（以下「協定」という。）を締結する。【参考資料3】

協定で締結する内容は以下のとおりである（条例第8条第2項）。

- 1) 指定期間に関する事項
- 2) 事業計画に関する事項
- 3) 利用料金に関する事項
- 4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- 5) 本市が支払うべき管理費用（指定管理料）に関する事項
- 6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- 7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- 8) その他公の施設の管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

また、8)として、以下を例示する。

- ① 不服申立て等の取扱い
- ② 事業報告書の提出書類の内容
- ③ 備品、改築費用等の費用負担
- ④ 基本的な業務の範囲
- ⑤ 業務の引継ぎ方法
- ⑥ リスクへの対応
- ⑦ 財産の破損の場合の求償事務等の取扱い
- ⑧ 指定管理者の都合により指定を取り消す場合の損害賠償及び違約金
- ⑨ 当該管理運営事業に係る会計の独立(区分経理)をなすべきこと。
- ⑩ 第三者委託の取扱い(第三者委託を禁止する業務の範囲及び第三者委託先が暴力団等及び暴力団関係者等であった場合の第三者委託の契約先変更等の改善措置について等)
- ⑪ 当該管理運営事業の実施について、暴力団等による妨害や不当な要求その他の公の施設の管理運営等への不当介入行為（第三者委託先含む）を受けた場合の市への報告

（２）年度別協定の締結

指定期間の年度ごとに、基本協定に基づく年度別協定を締結する。

年度別協定では、当該年度における指定管理業務の細目や指定管理料の金額及び支払い期限等、当該年度において特に定めるべき事項等について取り決めることとする。

2. 個人情報等の取扱いについて

指定管理者が管理代行を行うにあたり、個人情報の取扱い及び情報公開については、協定に締結すべき事項とし、指定管理者が業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合は「八尾市個人情報保護条例」が適用され罰則が課せられるものとするとともに当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならないこととする。また、実施機関についても適正管理の義務を負うこととする。

あわせて、情報公開を義務づけた「八尾市情報公開条例」が適用されるものとする。

⇒ 八尾市個人情報保護条例、八尾市情報公開条例につき、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号）附則により改正済：平成16年10月1日施行

3. 指定管理料の取扱いについて

指定管理者制度を導入した当初においては、指定管理料については、指定管理にかかるコストの把握等のために、年度協定上で単年度の協定を行ってきたところである。

しかし、指定管理者制度が導入されてから3年が経過し、利用料金制度その他指定管理者制度のノウハウが蓄積されたことを受け、平成20年度からは、新規に指定管理者制度を導入する施設以外についての指定管理料の予算化にあたっては、協定内容が複数年にまたがる場合は債務負担行為を設定して、予算と協定の整合性を図ることとする。

また、指定管理料は原則として定額払い方式とする。ただし、指定管理者の利用料金制に基づく収入が過大となる場合やその他施設の特性上必要な場合等については、あらかじめ協定により、指定管理料を精算することができるものとする。

その他、施設の特性や状況により債務負担行為が設定できない場

合にあっては、所管部局と財政課との調整を行い、適切な対応を取ることとする。

なお、直営部分と併設の施設については、指定管理者の創意工夫が働きにくい状況が生じるケースが考えられることから、直営部分との経費の切り分けが可能な場合は切り分けを行ったうえで、直営部分の経費については、あらかじめ協定により、指定管理料を精算することができる旨の定めができるようにする。

※「定額払い方式」においては、管理経費を企業努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。また、利用料金制度による場合は、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益又は損失となる。

※「精算方式」とは、指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

第7 指定管理者の業務監視等に関する事項

1. モニタリングについて

(1) 定期的な確認

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない（条例第9条）。また、提出された報告書等の資料については、各施設の所管部局において内容等をチェックした上で、議会に対して報告を行う（通常は9月議会）。

なお、サービス提供の適否について、毎月から四半期の間隔でモニタリング（業務監視）を実施することとする。

実施内容としては、以下のとおりである。

① モニタリングのチェックシートによるモニタリング実施

所管部局において選定基準の内容を基本として、その他協定内容に定める項目を参考に、モニタリングのチェックシートを作成し、実施する。

② 市による利用者アンケートの実施及びアンケート結果報告書の作成

利用者の意見や要望を把握するために指定管理者において利用者アンケートを実施する場合のほか、所管部局において、施設管理が適正に行われているかという観点による利用者アンケートを作成し、調査を実施する。調査結果については報告書を作成し、事業報告書等と併せて議会へ報告を行う（通常は9月議会）。

【利用者アンケートとして利用者から聴取すべき視点の例示】

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること（条例第4条第1号）。

- ・施設の設置目的や市の施設運営の方針に沿った管理運営がされているか。
- ・市民の声が反映されているか。
- ・事業の内容に偏りがないか。
- ・サービス向上の取組み内容は適切か。
- ・利用時において、平等な取り扱いでないと感じるような点はなかったか。

イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること（条例第4条第2号）。

- ・利用拡大のための活動（広報啓発等）は適正にされているか。
- ・市民参加・市民協働への取り組みは図られているか。

ウ その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準（条例第4条第5号）

- ・個人情報保護及び秘密の保持に関する措置は適正か。

- ・団体の経営モラルは適正か。
- ・市民が利用に際して安全・安心とを感じるような管理運営がされているか。
- ・利用時において、暴力団等が指定管理者と関係を持っているように感じられたことはなかったか。
- ・利用時において、不審に感じるような点はなかったか。
- ・その他
（施設の特性に応じ、施設管理が適正に行われているかという観点で質問項目を設定）

なお、アンケートの実際の質問内容は、上記の例示の主旨と対象となる施設の特性も踏まえたうえで、できる限り平易な表現を使用するように努めるものとする（上記の視点のすべてを盛り込む必要はない。）。

③ モニタリング結果の次回選定時での活用

モニタリングの結果を、次の選定時に適切に反映できるよう、点数化するなど客観的な評価を実施すること。

④ その他

その他、必要に応じて指定管理者に報告書等の提出を求めたり、実地調査を行うなど、個々の施設の特性に応じて取り組むこととする。

なお、モニタリング実施の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行い、それでも改善が見られない場合は指定の取り消し等も有りうる（条例第 11 条）。

（２）臨時的な確認

各施設の所管部局は、施設の運営管理が適正に実施されるために、常時、指定管理者の運営管理の状況を監視し、指導監督を行うために、指定管理者との間において、定期的な協議の場を設けることとする。

（３）指定管理者の業績の適切な評価

指定管理者が取り組み意欲を高め、自主性や創造性を十分に発揮し、積極的に事業展開を行うことで、より一層のサービスの向上とコスト縮減につなげることが可能となる。

これらの指定管理者の経営努力の結果を、モニタリングにおいて適正に評価し、次の指定管理者の選定過程に適切に反映できる仕組みを構築することは、指定管理者にとってもインセンティブになることから、その仕組みを検討する。

第8 その他事項

1. 推進体制について

今後、個別施設の管理のあり方について、以下により、検討を進め、対応する。

- ① 指定管理者制度導入における共通的な事項についての主たるとりまとめは、行政改革課が行う。
- ② 指定管理者制度導入における個別施設の検討については、施設を所管する部局が行う。
- ③ 全庁的な情報交換及び共通的な事項の検討については、「指定管理者庁内連絡調整会議」において行う。
- ④ 直営または指定管理者制度の導入並びに公募によらず指定管理者を指定する必要がある場合の可否の最終的な決定については、行財政改革推進本部において行う。

2. その他の留意事項について

(1) 指定の取消し等をしようとする場合の手続について

指定管理者の指定を取り消そうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び八尾市行政手続条例（平成8年条例第28号）（以下「行政手続法等」という。）の定めるところにより、当該指定の取消しの対象となる指定管理者について、聴聞の手続を執るものとする。また、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じようとするときは、行政手続法等の定めるところにより、当該命令の対象となる指定管理者について、弁明の機会の付与の手続を執るものとする。

(2) 事業計画書等の内容変更及び重要事項の変更をする場合の手続きについて

各施設の所管部局は、指定管理者の指定の申請において、提出された公の施設の事業計画書やその他規則に定める書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容につき報告を受け、届出を行わせるとともに、変更内容を審査し、指定管理者としての適正につき、再度確認するものとする。

なお、指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じる等の措置が必要となるような重要な事項につき変更が生じた場合は、議会へ報告するとともに、引き続き、指定管理者として継続する場合においては、変更後の内容をもって、公募に

よらず選定する例により、選定委員会による選定ののち、再度議会の議決を経るものとする。

（３）指定期間の延長について

次期指定管理者の募集時期において、施設の廃止や民営化を早期に予定している場合、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」に基づく施設の大規模改修を予定している場合、今後の施設のあり方について検討中のため、募集にかかる事業の実施条件や仕様書等の作成が困難な場合、或いは指定管理者制度導入判断の前提となる要件に変更が生じる恐れがある場合には、現指定期間について２年を超えない合理的な範囲内で延長できるものとする。

なお、延長をする場合は、前記の重要事項の変更時の手続きと同様、その旨を議会へ報告し、選定委員会による選定ののち、再度議会の議決を経るものとする。

（４）本基本指針（改正版）の適用時期について

改正後の本基本指針の適用については、改正時において、既に指定管理者制度を導入している公の施設については、基本的には、次期指定管理者の選定時から適用するものとするが、現指定管理者選定時の募集要項や協定の内容と抵触しない範囲で、指定管理者との協議において、当該協議後に適用可能な事項がある場合は、両者で合意の上、その後の年度協定に当該適用内容を規定し適用することは可能である。

第9 資料編

1. 募集要項の記載事項の例【参考資料1】

● 募集要項への記載の必須項目（条例上） 【条例第2条の該当号数】

1. 指定管理者選定の目的

施設の設置目的、施設運営のコンセプトなどを記載する。

2. 施設の概要

● 施設の概要 【第1号】

施設の名称、所在地、規模及び構造（敷地面積、延床面積等も含む。）、施設内容、開館時間、休館日などを記載する。【※別途、図面などを添付】

3. 指定管理者が行う業務の範囲

● (1) 管理運営方針（管理の基準） 【第7号】

施設の管理運営にかかる基本的な方針を記載する。

● (2) 管理運営業務の内容（業務の範囲） 【第7号】

施設設置条例で指定管理者の業務として掲げた業務とその詳細を記載する。

※なお、上記については、必要に応じて、別紙仕様書に定める。

4. 指定期間

● 指定期間 【第6号】

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの〇年間とする。

ただし、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5. 利用料金制度（※必要に応じて）

● 利用料金に関する事項 【第8号】

6. 管理運営に要する費用

(1) 指定管理料

指定期間の総額（管理運営経費－利用料金）の上限（範囲）の提示、指定管理料の決定方法、支払い方法、など

※利用料金の実績や、光熱水費などの管理経費の実績も提示する。

(2)留意事項

指定管理料には人件費・税金・保険料などもすべて含まれていることや、損害賠償保険への加入及び補償水準、などの留意事項を必要に応じて記載する。

7. 募集及び選定の全体スケジュール（※必要に応じて）

募集要項から協定書締結・引継ぎ開始までの全体スケジュール（予定）

8. 募集要項等の配付

(1)配付期間

(2)配付場所

来庁による場合、インターネットによる場合

9. 申請者の資格

●(1)申請者の資格（申請することができる団体の資格）【第2号】

●(2)欠格事由（申請することができる団体の資格）【第2号】

(3)共同企業体の場合の留意事項

10. 応募の手続き

●(1)提出書類【第4号】

手続条例施行規則第3条に掲げる書類など、必要書類とその内容について記載する。

- ・ 指定管理者指定申請書
- ・ 事業計画書及び収支予算書
- ・ 事業提案概要書（※情報公開の対象となり、公開を前提とするもの）
- ・ 宣誓書、誓約書
- ・ その他の申請に必要な書類

(2)提出部数

(3)提出方法

●・提出日時（申請受付期間）【第3号】

- ・ 提出場所
- ・ 提出方法

(4)応募に当たっての留意事項

必要に応じて、以下のような留意事項を記載する。

- ・ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- ・ 提出された申請書類は、返却しない。
- ・ 提出した申請書類の内容変更及び追加書類の提出は、認めない。
- ・ 申請資格を充たしていない場合及び虚偽の記載をした場合には、失格

とする。

- ・ 応募 1 団体につき、提案は 1 案とする。複数の提案はできない。
- ・ 候補者の選定後は、申請のあった団体の名称等は公表する。また、提出された申請書類は、八尾市情報公開条例の定めにより公開の対象となる。
- ・ 審査結果は、総評価点数及び総評について公表の対象となる。
- ・ 申請書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 共同企業体の場合の留意事項（※共同企業体協定書の提出も求める）

など

11. 現地説明会

- (1)開催日時
- (2)集合場所
- (3)内容
- (4)申込方法及び期限
- (5)参加人数の制限

12. 応募に関する質問の受付

募集要項等に関する質疑・質問の取り扱い方法について記載する。

- (1)受付期間
- (2)質問方法（電話での質問は受け付けない）

電子メール又は F A X

- (3)回答方法

電子メール又は F A X、ホームページ掲載（適宜）

なお、質問に対する回答は、申請者すべてに周知できるような方法で行うこととする。

13. 指定管理者候補の選定

- (1)選定方法

選定基準に基づき候補者の選定を行うこと、選定の結果はすべての申請者に対して書面通知すること、などについて記載する。

●(2)選定基準 【第5号】

手続条例第4条に掲げる選定基準や、基本指針に示す選定基準の内容の例示などを勘案した選定基準について記載する。

- (3)プレゼンテーション

提案内容の説明のため、プレゼンテーションを実施する場合に、記載する。

- ・ 開催日時

- ・ 開催場所
- ・ 時間及び内容 など

14. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

八尾市議会の議決が必要であることや、議決後に指定管理者として指定し、その旨を告示することなどを記載する。

(2) 協定書の締結（基本協定・年度別協定）

(3) 引継ぎ事項

- ・ 指定期間前の引継ぎ
- ・ 指定期間終了時の引継ぎ

15. 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者の責任

(2) 事業継続困難時などの報告義務

(3) 市と指定管理者の責任分担

16. 業務の継続が困難になった場合の措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

(2) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

17. その他留意事項

(1) 関係法規の遵守

(2) 業務の第三者委託の禁止

(3) 情報公開

(4) 環境への配慮

(5) モニタリングの実施

(6) プロパー職員の人的活用

(7) 指定の取り消し等

(8) その他

目的外使用許可 など

18. 問合せ先

2. 共同企業体協定書の記載事項の例【参考資料2】

（目的）

第1条 当共同企業体は、「八尾市〇〇〇（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町・・・に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の指定期間の満了後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成団体の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成団体は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、八尾市と折衝する権限並びに指定管理者制度に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関

する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第8条 当企業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の履行に当たるものとする。

（構成団体の責任）

第9条 各構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成団体の業務分担及び出資の割合については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、八尾市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

4 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成団体が協議して評価するものとする。

（取引金融機関）

第10条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条 当企業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第13条 構成団体は、八尾市及び構成団体全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成団体のうち当該業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、八尾市の承認がある場合に限り、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成団体の除名）

第14条 当企業体は、構成団体のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成団体全員及び八尾市の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければ

ならない。

3 第1項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）

第15条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第13条第2項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第16条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成団体全員及び八尾市の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第17条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、1通を八尾市に提出するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

※指定管理者の応募時
までに締結して、提出
するものとする。

共同企業体の名称 〇〇〇共同企業体

所在地

商号又は名称

代表者

印

所在地

商号又は名称

代表者

印

所在地

商号又は名称

代表者

印

別表

〇〇〇共同企業体の業務分担表

構成団体名（団体名）	業務分担	出資割合
（代表者） 〇〇法人〇〇〇	1. 〇〇の管理に関すること 2. △△の運営に関すること	〇〇%
〇〇〇株式会社	1. 〇〇の管理に関すること 2. △△の運営に関すること	〇〇%
〇〇法人〇〇〇	1. 〇〇の管理に関すること 2. △△の運営に関すること	〇〇%

注1 上記「業務分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注2 本協定書第9条第3項の定めるところにより、上記業務分担表は、八尾市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

3. 基本協定書の記載事項の例【参考資料3】

- 協定書への記載の必須項目（条例上） 【条例第8条第2項の該当号数】
- ◎ 必要項目（基本指針上） 【基本指針 P23 の(8)の該当番号】
- 任意項目（共通して記載することを合意済み）

1. 総則

目的、趣旨

- 指定期間 【第1号】
共同企業体（※共同企業体である場合のみ）

2. 指定管理料及び利用料金

- 指定管理料の支払い（本市が支払うべき管理費用に関する事項）【第5号】
- 指定管理料の変更（同上） ※必要に応じて
- 指定管理料の減額（同上） ※必要に応じて
- 指定管理料の精算（同上） ※必要に応じて
- 利用料金 【第3号】
会計年度
- ◎ 経理区分（会計の独立）【⑨】

3. 業務の範囲と実施条件

- ◎ 基本的な業務の範囲 【④】
市が行う業務の範囲
業務実施条件
業務範囲及び業務実施条件の変更

4. 業務の実施

- 権利義務の譲渡の禁止
- ◎ 第三者委託の禁止等 【⑩】
- ◎ 不当介入行為の報告 【⑪】
- ◎ リスクへの対応 【⑥】
- ◎ 財産の管理（備品、改築費用等の費用負担） 【③】
- 個人情報の保護 【第7号】
- 情報の公開 【第7号】

5. 業務実施に係る甲の確認事項

- 事業計画 【第2号】
- 事業報告（◎事業報告書の提出書類の内容を含む。【②】）【第4号】

- 業務報告（◎業務進捗状況報告等に係る定期的な協議の場の設置を含む。）【第4号】
- 利用者アンケートの実施
- 指定の取消し及び管理業務の停止 【第6号】
- ◎ 指定管理料の返還並びに違約金(指定管理者の都合により指定を取消す場合)【⑧】

6. 損害賠償及び不可抗力の対応

- ◎ 損害賠償（財産の破損の場合の求償事務等の取扱い）【⑦】
第三者に与えた損害の賠償
- 賠償保険の付保
- ◎ 不可抗力発生時の対応（リスク分担の1項目） 【⑥】

7. 指定期間の満了

原状回復（※原状回復義務については、条例に規定あり）

- ◎ 業務の引継ぎ 【⑤】

8. その他

自主事業の実施

- 代表者等の交代の報告
- ◎ 不服申し立ての取り扱い 【①】
管轄裁判所
疑義等の決定

4. 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 16 年 9 月 27 日条例第 22 号

最終改正：平成 25 年 3 月 28 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請受付期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 管理の基準及び業務の範囲
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請等)

第 3 条 前条の規定により公募された場合において、指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) その他市長が特に必要なものとして規則で定める書類

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団である団体その他の指定管理者としてふさわしくない団体として規則で定める事由に該当する団体は、前項に規定する申請をすることができない。

(選定方法等)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

2 候補者は、前条第2項に規定する事由に該当したときは、その資格を失うものとする。

(公募によらない候補者の選定等)

第5条 市長は、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときその他公募を行わないことに合理的な理由があるときは、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により候補者を選定するときは、選定しようとする出資団体等から第3条第1項に規定する書類を提出させるとともに、前条第1項各号に掲げる基準に基づき、公の施設の管理を行うに当たり適当と認める団体を選定しなければならない。

3 前2項の規定により選定した候補者は、第3条第2項に規定する事由に該当したときは、その資格を失うものとする。

(市長による管理)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による申請がなかった場合、第4条第1項の規定による審査の結果候補者に該当するものがなかった場合、同条第2項若しくは第5条第3項の規定により候補者がその資格を失った場合、第11条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の停止を命じた場合、同条第2項の規定により指定を取り消した場合、公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定している場合又は指定管理者が天災その他の事由によりその管理業務を行うことが困難であると認められる場合において、必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 他の条例の規定により指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする公の施設の管理業務の全部又は一部を前項の規定により市長が自ら行うときは、当該条例の規定にかかわらず、当該公の施設の従前の利用料金の額及び他の公の施設に係る利用料金又は使用料の額を勘案して市長が定める額の使用料を徴収する。

3 前項の規定により徴収する公の施設の使用料については、当該公の施設に係る利用料金の例により、減額し、若しくは免除し、又はその全部若し

くは一部を還付することができる。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項及び第2項の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第8条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

（1）指定期間に関する事項

（2）事業計画に関する事項

（3）利用料金に関する事項

（4）事業報告及び業務報告に関する事項

（5）市が支払うべき管理費用に関する事項

（6）指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

（7）管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項

（8）その他公の施設の管理を適正に行わせるために市長が必要と認める事項

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項又は第2項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況

（2）利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

（3）利用料金の収入実績

（4）管理経費の収支状況

（5）その他公の施設の管理実態を把握するために市長が必要と認める事項

（業務報告の聴取等）

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が第3条第2項に規定する事由に該当したときは、その指定を取り消すものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は前項の規定により指定を取り消した場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

4 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、又は前条第2項の規定により指定を取り消されたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い等)

第14条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、その管理する公の施設の管理の業務を行うに当たっては、八尾市個人情報保護条例(平成10年八尾市条例第15号)の規定及び市と締結する協定を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなった情報の公開について、八尾市情報公開条例(平成7年八尾市条例第9号)の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者選定委員会)

第15条 市長は、第4条第1項の規定により候補者を選定しようとするとき、

並びに第5条第1項及び第2項の規定により公募によらずに候補者を選定しようとするときは、八尾市指定管理者選定委員会（次項において「選定委員会」という。）を置き、その意見を聴かなければならない。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときは、この限りでない。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第12条まで、前条及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び前条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、前条の規定中「八尾市指定管理者選定委員会」とあるのは「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会」とする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（候補者の選定の特例）

2 市長（教育委員会が所管する公の施設に係る場合にあっては、教育委員会）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理に係る最初の指定管理者の指定（指定期間が3年以内のものに限る。）をしようとする場合においては、第2条から第5条までの規定にかかわらず、当該なお従前の例によることとされる公の施設の管理を受託している団体を候補者として選定することができる。この場合において、第7条第1項中「第4条又は第5条」とあるのは、「附則第2項」とする。

（八尾市公文書公開条例の一部改正）

3 八尾市公文書公開条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（八尾市個人情報保護条例の一部改正）

4 八尾市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成17年12月22日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月2日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

5. 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 12 月 20 日規則第 44 号

最終改正：平成 26 年 5 月 30 日規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集の方法)

第 2 条 市長は、条例第 2 条の規定による公募を行うに当たっては、公平を期するため、市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により一般に周知するものとする。

(指定申請書等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する事業計画書及び同項第 2 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定期間に属する各年度における当該公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 法人にあっては、登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、その役員の役職名、氏名及び住所を明記した書類並びにその代表者の住民票の写し）

(3) 定款又はこれに準ずるものの謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(4) 指定の申請の日の属する事業年度の直前 2 年の各事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等をいう。）。ただし、指定の申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録とする。

(5) 指定の申請の日の属する事業年度における法人その他の団体の事業計画書及び収支予算書

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 法人その他の団体及びその代表者が法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税並びに固定資産税の滞納がないことを証明する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 1 項に規定する法人その他の団体が複数の法人その他の団体が共同して構成するもの（以下「共同企業体」という。）である場合は、同項に規定する規則で定める申請書は指定

管理者指定申請書（様式第2号）とし、同項第1号に規定する事業計画書及び同項第2号に規定する規則で定める書類は前項第1号に掲げる書類及び当該共同企業体を構成する法人その他の団体ごとの同項第2号から第9号までに掲げる書類とする。

（欠格事由）

第3条の2 条例第3条第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である法人その他の団体であるとき。
- （2） 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- （3） 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体であるとき。
- （4） 暴力団等に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力団不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた法人その他の団体であるとき。
- （5） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体であるとき。
- （6） 八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号。以下「職員倫理条例」という。）第8条第1項の警告を受け、その警告の日から2年を経過しない法人その他の団体であるとき。
- （7） 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体であるとき（当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがあるときを含む。）。

ア 暴力団員等である者

イ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

ウ 暴力的不法行為等に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな

い者

エ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から5年を経過しない者（オに該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。）

オ 職員倫理条例第8条第1項の警告を受け、その警告の日から2年を経過しない者

（8） 代表者等が成年被後見人、被保佐人若しくは民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものである法人その他の団体であるとき。

（9） その法人その他の団体又はその代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体であるとき。

（10） 市長、副市長、市議会の議員、教育委員会、選挙管理委員会若しくは公平委員会の委員、監査委員若しくは農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員又はこれらの者の親族（配偶者、父母及び子に限る。）が代表者等である法人その他の団体であるとき。ただし、市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会及び公平委員会の委員、監査委員並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員が代表者等である市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人にあっては、この限りでない。

（11） 条例第11条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人その他の団体であるとき。

（指定等の告示）

第4条 条例第7条第2項（条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

（1） 指定をした場合

ア 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

イ 指定管理者の名称及び所在地

ウ 指定の期間

（2） 指定を取り消した場合

ア 管理を行わせていた公の施設の名称及び所在地

イ 指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地

ウ 指定を取り消した日

(3) 管理の業務の停止を命じた場合

ア 管理を行わせている公の施設の名称及び所在地

イ 指定管理者の名称及び所在地

ウ 管理の業務の停止を命じた期間

エ 停止を命じた管理の業務の内容

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月9日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月2日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第71号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月29日規則第59号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第45号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年5月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

法人・団体 所在地
名称

代表者の氏名 印

公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 担当者連絡先

担 当 者 の 氏 名	
連 絡 先	

様式第2号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）八尾市長

共同企業体の名称

代表となる 所在地

法人・団体 名称

代表者の氏名 印

公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

2 担当者連絡先

担 当 者 の 氏 名	
連 絡 先	

3 共同企業体構成団体表

構成団体	所在地
	名称
	代表者の氏名 印
	担当者の氏名
	連 絡 先
構成団体	所在地
	名称
	代表者の氏名 印
	担当者の氏名
	連 絡 先
構成団体	所在地
	名称
	代表者の氏名 印
	担当者の氏名
	連 絡 先

6. 八尾市指定管理者選定委員会規則

平成 25 年 3 月 30 日規則第 53 号

最終改正：平成 28 年 4 月 1 日規則第 50 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、八尾市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織、運営その他選定委員会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 募集要項、選定基準等に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 選定委員会は、7 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定による委員の委嘱又は任命は、別表に定める施設類型ごとに行うものとする。

3 次に掲げる者は、委員として指定管理者の候補者の選定等に関与することができない。

- (1) 当該施設の指定管理者への応募を行った団体（以下「応募団体」という。）に所属する者
- (2) 応募団体と直接の利害関係にある者

4 第 1 項第 3 号に掲げる委員は、委員総数の半数以下とし、施設を所管する所属の長は、当該委員とはしないものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から当該年度末までとし、再任は妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 委員長は、選定委員会の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（秘密を守る義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、個別に公の施設の指定管理者に応募した団体と指定管理者の候補者に関する審議についての接触をしてはならない。

（候補者選定の基準）

第8条 委員は、指定管理者の候補者の選定に際し、条例第4条第1項各号及び第5条第2項に定める基準に準拠しなければならない。

（庶務）

第9条 会議の庶務は、指定管理者の候補者の選定等の対象となる施設を所管する所属において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月11日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表

施設類型	施設の名称
文化施設	八尾市文化会館
健康福祉施設	八尾市立社会福祉会館 八尾市立福祉型児童発達支援センター 八尾市在宅福祉サービスネットワークセンター 八尾市立養護老人ホーム 八尾市立障害者総合福祉センター 八尾市立デイサービスセンター 八尾市立桂老人福祉センター 八尾市立安中老人福祉センター

	八尾市立共同浴場錦温泉
環境啓発施設	八尾市立リサイクルセンター学習プラザ
まちなみ施設	八尾市まちなみセンター
自転車駐車場施設	近鉄山本駅東自転車駐車場 志紀駅前自転車駐車場 ＪＲ久宝寺駅南自転車駐車場
公園施設	八尾市立南木の本防災公園
市営住宅施設	八尾市営住宅

7. 八尾市教育委員会指定管理者選定委員会規則

平成 25 年 3 月 28 日教委規則第 6 号

最終改正：平成 26 年 6 月 19 日教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年八尾市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、八尾市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）の組織、運営その他選定委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 募集要項、選定基準等に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、7 名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公認会計士
- (3) 市の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の規定による委員の委嘱又は任命は、別表に定める施設類型ごとに行うものとする。

3 次に掲げる者は、委員として指定管理者の候補者の選定等に関与することができない。

- (1) 当該施設の指定管理者への応募を行った団体（以下「応募団体」という。）に所属する者
- (2) 応募団体と直接の利害関係にある者

4 第 1 項第 3 号に掲げる委員は、委員総数の半数以下とし、施設を所管する所属の長は、当該委員とはしないものとする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から当該年度末までとし、再任は妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、選定委員会の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、個別に公の施設の指定管理者に応募した団体と指定管理者の候補者に関する審議についての接触をしてはならない。

(候補者選定の基準)

第8条 委員は、指定管理者の候補者の選定に際し、条例第4条第1項各号及び第5条第2項に定める基準に準拠しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、指定管理者の候補者の選定等の対象となる施設を所管する所属において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月19日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

施設類型	施設の名称
生涯学習施設	八尾市立くらし学習館 八尾市生涯学習センター
スポーツ施設	八尾市立総合体育館 八尾市立南木の本防災体育館 八尾市立山本球場 八尾市立曙町市民運動広場 八尾市立福万寺町市民運動広場 八尾市立新家町市民運動広場 八尾市立青少年運動広場 八尾市立屋内プール 八尾市立小阪合テニス場 八尾市立志紀テニス場
図書館施設	八尾市立龍華図書館
文化財施設	八尾市立埋蔵文化財調査センター 八尾市立歴史民俗資料館 八尾市立しおんじやま古墳学習館 安中新田会所跡旧植田家住宅
青少年施設	八尾市立大畑山青少年野外活動センター

公の施設の指定管理者制度に関する基本指針

平成 16 年（2004 年）12 月 策定
平成 20 年（2008 年）3 月 一部改正
平成 20 年（2008 年）6 月 一部改正
平成 21 年（2009 年）2 月 一部改正
平成 21 年（2009 年）8 月 一部改正
平成 25 年（2013 年）4 月 一部改正
平成 26 年（2014 年）7 月 一部改正
平成 30 年（2018 年）5 月 一部改正

発行者 八尾市 政策企画部 行政改革課
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号
Tel 072-991-3881（代表）
Fax 072-924-3570
E-mail gyoukaku@city.yao.osaka.jp
八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号 H30-33
